

答申個第36号

平成27年9月16日

京都市長様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会長 佐伯 彰洋

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成26年12月19日付け西区窓第77号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

更正の記載例の個人情報開示決定についての異議申立てに対する決定（諮問個第43号）

1 審査会の結論

実施機関が行った個人情報開示決定は妥当である。

2 異議申立ての経過

- (1) 異議申立人は、平成26年10月15日に、実施機関に対して、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、「当時の（西京区役所）市民窓口記録係長が作成した異議申立人の戸籍に係る記載例（異議申立人が提出した平成23年3月16日付け戸籍謄本を活用したもの）」（以下「本件文書」という。）の開示を請求した。
- (2) 実施機関は、平成24年6月7日に請求者が西京区役所市民窓口課に持参した書類（一部：請求に係る記載例。以下「本件公文書」という。）を文書特定し、個人情報開示決定処分（以下「本件処分」という。）をし、平成26年11月5日付けでその旨を異議申立人に通知した。
- (3) 異議申立人は、平成26年11月19日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定により、本件処分の取消しを求める異議申立てを行った。

3 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 実施機関の主張

個人情報開示決定通知書、理由説明書及び審査会での職員の説明によると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件文書について

ア 本件公文書の概要

異議申立人が求めている文書は、「異議申立人の氏名のうち3文字の更正（訂正）の記載例」で、「異議申立人が提出した平成23年3月16日付け戸籍謄本を活用したもの」である。

イ 本件公文書の特定について

異議申立人の個人情報開示請求書における「私が提出したH23.3.16付戸籍謄本を活用（コピー）して記載例を示されました」との記述が、本件公文書の戸籍謄本部分の交付日付と一致し、また「異議申立人の氏名のうち3文字の更正（訂正）の記載例」とも一致したため、本件公文書を特定した。

これについて、異議申立人は、異議申立書において、新たに文書特定に係る情報を追加し、平成24.8.10付けの経過報告書で「更正後の戸籍の記載例（見本）をお渡しする。」と記述された文書（記載例）を特定し、開示請求しているが、当該文書については、実施機関は保有していない。

異議申立人は、「偽物」とする理由として、請求しているのは「更正と朱記された文書（記載例）です」と主張しているが、朱書きの記載例については平成23年当時の文字訂正の相談の際に異議申立人に交付しており、実施機関はその写し等を保有していない。

(2) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 異議申立人の主張

異議申立書及び意見書によると、異議申立人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

またしても、偽物をつかませた。私は市民窓口課の職員が作成した〇月〇日更正すると書いた（自筆の）記載例を携帯の会話で特定しました。平成24.8.10付市民窓口課作成の私宛の経過報告最終版P. 1に明記してある。

私は、当初から、上記経過報告書で「更正後の戸籍の記載例（見本）をお渡しする」と記述された文書（記載例）を特定し、開示請求している。

そんなことより、更正と朱記して作成された文書が破棄されていることが問題です。

本件は、上記の記載例を市民に示し、（謄本に）転籍すれば訂正跡がつかないと雑に説明したのです。

いずれにせよ、平成23.3に更正と朱記された文書（記載例）がないなら、「早ばやとキ棄したので不存在です」と不存在の理由欄に明記すべきです。

6 審査会の判断

当審査会は、実施機関の主張及び異議申立人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件公文書について

実施機関が開示した本件公文書は、異議申立人が平成24年6月7日に西京区役所市民窓口課に持参した書類で、異議申立人に係る平成23年3月16日付戸籍謄本を用いてこれに加筆等を行ったものであり、1枚目に「記載例一回目」と記載したうえ異議申立人の姓の1文字の更正例が示され、2枚目に「記載例二回目」と記載したうえ異議申立人の氏名のうち3文字の更正（訂正）の記載例が示されている。

(2) 本件処分について

ア 異議申立人は、市民窓口課の職員が作成した「〇月〇日更正する」と朱記された記載例を請求したものであり、本件公文書は偽物であると主張している。

イ 本件公文書は、異議申立人が提出した平成23年3月16日付謄本を活用して異議申立人の氏名のうち3文字の更正（訂正）の記載例という、個人情報開示請求書に記載された請求内容に合致した文書であると認められる。したがって、問題は、異議申立人が主張する朱記された記載例の存否である。

ウ この点について、実施機関に説明を求めたところ、異議申立人が平成23年当時、戸籍の文字更正（訂正）の相談に訪れた際に、職員が異議申立人の戸籍謄本（そのコピー）に朱書きで訂正の例を書き込んだものを、異議申立人に交付したと考えられるが、その際、当該朱書きした戸籍謄本の写しを作成し、保管することはないため、朱書きの文書は保有していないとのことであった。

通常戸籍の訂正事務においては、朱書きで訂正例を示した謄本等の写しは、文字訂正の例を相談者に示すために作成するにすぎないものであり、実施機関において、かかる訂正例を保管しておく理由はないから、当該謄本の写しを作成していなかったとしても、特に不合理な点はない。

エ 異議申立人は、平成24年6月7日に、当該朱書きされた謄本の白黒コピーを実施機関に持ち込んだものと考えられ、実施機関においてこの白黒コピーを保管し、本件請求において、本件公文書として特定するに至った。

オ したがって、朱書きの記載例を実施機関が保有している、ないし保有していたが破棄したとの異議申立人の主張は、単なる推測にすぎず、これを認めることはできない。

(3) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成26年	12月19日	諮問（諮問個第60号）
平成27年	1月19日	実施機関からの理由説明書の提出
	2月25日	異議申立人からの意見書の提出
	7月22日	実施機関の職員の理由説明（平成27年度第4回会議）
	8月26日	審議（平成27年度第5回会議）
	9月16日	審議（平成27年度第6回会議）

※ 異議申立人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会 第2部会（部会長 市川 喜崇）